

平成 30 年 11 月 6 日

各 位

パ ラ カ 株 式 会 社

(TEL 03-6841-0809)

株式会社青森テレビに対する訂正報道要求に関する経過報告について

当社は、『株式会社青森テレビ』に対し、平成 30 年 10 月 16 日付で、放送法第 9 条に規定された訂正報道の請求を行うとともに、放送法第 4 条及び第 9 条を遵守するよう通知を行いました。しかしながら、今日に至るまで、『訂正報道』は、確認できておりません。

放送法 9 条によれば、

第 9 条 「放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から三箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が事実でないかどうかを調査して、その事実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。」

と定められ、その事実でないことが判明したときは、判明した日から 2 日以内に訂正放送を行う義務が課されておりますが、『青森テレビ』は、いまだ訂正報道しておりません。これは、放送法第 9 条違反であり、当社は、大きな問題であると認識しております。

更に、放送法第 6 条には、『放送番組審議機関』について次のように規定されております。

- 第 6 条** 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。
- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
 - 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
 - 4 放送事業者は、審議機関が第二項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
 - 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。

- 一 前項の規定により講じた措置の内容
 - 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
- 一 審議機関が放送事業者の諮問に応じてした答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容その他審議機関の議事の概要
 - 二 第四項の規定により講じた措置の内容

『青森テレビ』におかれましても、放送法第6条の定めに従って『青森テレビ番組審議会』が設置されていることが、同社のウェブサイトを確認できます。

当社が平成30年8月20日付で、最初の申し入れを行ってから、番組審議会は、平成30年9月25日、平成30年10月23日に開催されていることに加え、その審議内容が、青森テレビのウェブサイトにて確認することができました。

具体的な審議の内容は、下記の通り。

平成30年9月25日：

- ①10月放送の特別番組について
- ②視聴番組の合評（番組名 「7デイズキャンプ あの夏の日を忘れない～MTBで走る170キロの子供たちのチャレンジ」 平成30年9月1日放送）

平成30年10月23日：

- ①11月放送の特別番組について
- ②視聴番組の合評（番組名「テダネ女子旅！ 濟州島！！～濟州島のオススメスポット情報～」平成30年9月22日放送）

これを見る限りにおいて、この2回の審議会においては、少なくとも、「当社の申し入れ」について議論された形跡が確認できません。

当社は、『青森テレビ』の報道は、当社の権利侵害であり、平成30年10月16日付の当社リリースでは、金融商品取引法第158条に規定される「風説の流布」、不正競争防止法第2条に規定される「風説の流布」に該当する懸念すらあると指摘いたしました。このような法令違反の疑いがある放送の内容、放送後の今日に至るまでの『青森テレビ』の代表取締役及び取締役会への対応について、『青森テレビ審議会』は直ちに審議し、その訂正放送を促すべきだと考えております。

ところで、『青森テレビ』は、平成30年10月22日に、青森県つがる市内で起こった交通事故に関する平成30年9月25日付報道に関して、それが誤報であることを認め、謝罪しております。

平成 30 年 11 月 1 日付で、『青森テレビ』顧問弁護士より依頼のあった資料については、当社顧問弁護士より、本日発送致しました。放送法第 9 条によれば、『青森テレビ』は『遅滞なくその放送をした事項が事実でないかどうか』を調査しなければなりません。『青森テレビ』に対して、最初の申し入れを行ったのは平成 30 年 8 月 20 日付であり、その後も再三申し入れを行い、『それを放置し、2 カ月以上も経った 11 月に入って資料提供を求めてくるのは、放送法に反する行為であると当社は考えております。』（『青森テレビ』監査役に対しては平成 30 年 10 月 10 日に一部録音データを提供。）

もともと、現在、『青森テレビ』が「調査」と称して行おうとしていることは、本来、『放送前の取材』として当然に行うべきことであり、『青森テレビの取材の公正さ』には大きな疑問しかありません。したがって、当社に対する誤報について、放送法に従い、直ちに「訂正放送」を行うように再度申し入れを行いましたので、ご報告いたします。

なお、放送法第 9 条には、『その事実でないことが判明したときは、判明した日から二日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。』と定められており、放送法第 6 条 5 項には、『放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。』

- 一 前項の規定により講じた措置の内容
- 二 第九条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
- 三 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要』

と定められていることを再度指摘しておきます。

当社は、『青森テレビ』が、訂正報道を行うにあたり、その放送日時及びその方法を当社へ事前連絡することを求めています。

株主様をはじめとしたステークホルダーの皆さまへは事前に放送日の日時を当社リリースによってご報告申し上げます。

訂正報道が行われた際には、青森テレビを視聴できない地域の皆様には、当社ホームページにて青森テレビの訂正報道の動画を配信することを考えております。

以上

ご参考：過去のリリースタイトル

- 平成 30 年 10 月 16 日：株式会社青森テレビに対する訂正報道の請求並びに
放送法遵守の通知に関するお知らせ
- 平成 30 年 09 月 20 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告その 2)
- 平成 30 年 09 月 04 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
(経過報告)
- 平成 30 年 08 月 21 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場に関して
株式会社青森テレビが行った報道に係る訂正申し入れについて
- 平成 30 年 08 月 14 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場について
- 平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中の青森市安方第 5 駐車場における事前告知及び
期間中の料金案内について
- 平成 30 年 08 月 13 日：ねぶた祭り期間中における
青森市安方第 5 駐車場利用者集計について
- 平成 30 年 08 月 10 日：ねぶた祭り期間中における
駐車場料金に関する報道について(一部修正)